

{ 平12. 3. 10 }
基小 13 - 2 }

資 料

わが国の税制と環境との関わり

環境との関わり	具 体 例
○環境への負荷により生ずる社会的費用について、環境負荷の原因者に対し、適正かつ公平な経済的負担を求めるもの（いわゆる環境税）	○なし (参考) ・ 政府税制調査会においては「汚染者負担の原則を基本とし、今後の税制のあり方の中で、国内外における議論の進展を注視しつつ、国・地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていきたい」（12年度税制改正答申）旨の方針が示されている。 ・ 北欧諸国、オランダでは炭素税が導入されている。
○課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減（CO2 排出抑制等）と整合的なもの	○石油税・揮発油税等（石油等に対する従量税） ○自動車重量税・自動車税等（車両重量・排気量等によって税率を設定）
○個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもののうち環境に関連するもの	○法人税の特例措置（主なもの） ・ エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・ 公害防止用設備の特別償却 ・ 再商品化設備等の特別償却 ○低燃費車、低公害車等に係る自動車取得税（地方税）の軽減措置等

平成12年度の税制改正に関する答申

(税制調査会、平成11年12月)

三 その他

1 環境問題への対応

地球温暖化問題をはじめ、環境問題への関心が年々高まってきており、これに対する総合的な取組みの一環として、税制面からの対応についても検討を行うことが求められています。

個人の消費活動や企業の生産活動は、二酸化炭素等の排出など様々な面で環境に対して好ましくない影響を及ぼしていますが、そのために生ずる社会的費用は汚染者が負担するという原則が国際的にも広く確立しています。これは、環境への負荷により生ずる社会的費用を、製品やサービスの価格等に反映させることなどにより、環境負荷の原因者に対して負担を求めるという考え方です。税制面での対応を検討する場合にも、この原則を基本とすべきと考えます。

当調査会としては、今後の税制のあり方の検討の中で、環境関連税制についても、国内外における議論の進展を注視しつつ、国・地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

EU諸国等におけるCO₂税の概要（未定稿）

（1999年8月現在）

	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド
施 行 日	1990 年 2 月 1 日	1992 年 5 月 15 日	1991 年 1 月 1 日	1991 年 1 月 1 日	1990 年 1 月 1 日
課 税 物 件 及 び 税 率	種 別 税率 				

（注1）OECD資料等に基づく。

（注2）従来の石油関連諸税に加えて、各燃料の炭素含有量、CO₂排出量等に着目して税負担が定められる税を、「CO₂税」として上記に掲げている。イギリス、ドイツ及びフランスには「CO₂税」に相当するものはない。

（注3）1ギルダー＝59円、1デンマーク・クローネ＝18円、1スウェーデン・クローネ＝14円、1ノルウェー・クローネ＝15円、1フィンランド・マルカ＝22円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢為替相場の平均値）。

近年の環境政策の主な取組み

平成	5 年 1 1 月	環境基本法制定
	6 年 1 2 月	環境基本計画策定
	9 年 6 月	環境影響評価法制定
	9 年 1 2 月	京都会議 地球温暖化対策推進本部設置
	1 0 年 6 月	地球温暖化対策推進大綱策定

(注)平成10年度版環境白書より作成

環境基本計画における環境施策の体系

環境への負荷が少ない循環を基調とする経済社会システムの実現

- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 土壌環境・地盤環境の保全
- 廃棄物・リサイクル対策
- 化学物質の環境リスク対策
- 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

自然と人間との共生の確保

公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現

環境保全に係る共通の基盤的施策の推進

国際的取組の推進

(注) 環境基本計画第3部「施策の展開」より作成

環境基本法（抄） （平成五年十一月十九日 公布・施行）

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

経済的な負担を課す措置

経済的な助成を行う措置

経済的措置

環境基本計画（抄）

（平成6年12月16日閣議決定）

第4章 環境保全に係る共通の基盤的施策の推進

第3節 経済的措置

（略）

このような政策手段のうち、製品・サービスの取引価格に環境コストを適切に反映させるための、環境に係る税、課徴金、預託払戻制度（デポジット・リファンド・システム）などの経済的負担を課す措置については、多数の日常的な行為から生ずる環境への負荷を低減させる点で、有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資するものと考えられている。また、OECD、主要先進国首脳会議（G7サミット）、国連環境開発会議などで国際的にも推奨され、欧米諸国等においても様々な活用事例が見られる状況である。我が国としても、前記の環境問題の解決の観点から、これらの措置につき、調査研究を進めるとともに、OECD等における国際的議論に積極的に参画する。

経済的措置には、負担を課す措置のほか助成を与える措置があり、いずれにしても、経済的な誘因を与えることにより、各経済主体が環境保全に適合した行動をとるよう促そうとするものである。

1 経済的助成

環境への負荷を生じさせる活動等を行う者による負荷の低減のための施設整備等を効果的に推進する手段として、環境改善を限られた期間中に早期に達成するための公害防止投資等について経済的助成を行う場合には、助成を受ける者の経済的な状況や財政支出が最終的には国民の負担ともなることを勘案し、また、国際貿易、国際投資に重大な歪みを与えることのないよう、OECDの汚染者負担の原則を踏まえ、必要かつ適正な措置を活用する。

2 経済的負担

環境への負荷の低減を図るための経済的負担を課す措置は、環境への負荷を生じさせる活動等を行う者に対し現在まで支払われてこなかった新たな負担を求めるものである。このため、その具体的な措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、都市・生活型公害対策、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等につき適切に調査研究を進める。また、その導入に際しては、国民の理解と協力を得るよう努力する。なお、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときには、その効果が適切に確保されるようにするため国際的な連携に配慮する。

（略）

汚染者負担の原則（PPP）について

- OECD（経済協力開発機構）環境指針原則勧告
（環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告）（抄）
（OECD 閣僚会議、採択：1972 年 5 月 24 日～26 日）

4. 稀少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則が、いわゆる「汚染者負担の原則」である。

この原則は、汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということの意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金（subsidies）を併用してはならない。

- 公害に関する費用負担の今後のあり方について（答申）（抄）
（中央公害対策審議会費用負担部会、昭和 51 年 3 月 10 日）

II 公害に関する費用負担の基本的考え方

今後における公害に関する費用負担のあり方については、環境資源の有効利用、公平の確保、社会的正義の実現等の見地から、汚染者負担を基本としつつ、その具体化に当たっては、次の諸点を考慮すべきである。

PPPを反映した環境法制の例

1. 環境基本法第37条

公害等の支障を防止するために公的事業主体が実施する事業に関する原因者負担を規定。(2以下の原因者負担制度を総括したプログラム規定という位置付け)

(原因者負担)

第37条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障（以下この条において「公害等に係る支障」という。）を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下この条において「公的事業主体」という。）により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. 自然公園法第29条

公園事業に関する原因者負担の規定。

3. 公害防止事業費事業者負担法第2条の2

公害防止事業に関する事業者負担の規定。

4. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条

海上保安庁長官の措置に要した費用の負担規定。

5. 自然環境保全法第37条

保全事業に関する原因者負担の規定。

6. 公害健康被害の補償等に関する法律第52条

汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務の規定。

7. 下水道法第18条の2

特定賦課金に関する汚濁原因者負担の規定。

(注) 環境庁編「環境基本法の解説」より作成

京都議定書の骨子

1. 数値目標

- 対象ガスの種類及び基準年
 - ・二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素（1990年を基準年）
 - ・HFC、PFC、SF6（1995年を基準年とすることができる）
- 吸収源の扱い
 - ・土地利用の変化及び林業セクターにおける1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少に限定。農業土壌、その他の土地利用変化及び林業分野の取り扱いについては、議定書の第1回締約国会合あるいはそれ以降のできるかぎり早い時期に決定。
- 約束期間
 - ・第1期は、2008年～2012年の5年間
- 先進国及び市場経済移行国全体の目標
 - ・少なくとも5%削減
- 主要約束の削減率（全体を足し合わせると5.2%の削減）

・日本：	-6%	米国：	-7%	EU：	-8%	カナダ：	-6%
ロシア：	0%	豪州：	+8%	NZ：	0%	ノルウェー：	+1%
- 次期約束期間への繰り越し（バンキング）
 - ・認める
- 次期約束期間からの借り入れ（ボローイング）
 - ・認めない
- 共同達成
 - ・欧州共同体などのように複数の国が共同して数値目標を達成することを認める
- 排出権取引
 - ・先進国間の実施を認める。締約国会合において、ガイドライン等を決定する。
- 共同実施
 - ・先進国間の実施を認める。

2. 途上国の義務の実施の促進

- 途上国を含む全締約国の既存の義務の具体化として、吸収源による吸収の強化、エネルギー効率の向上等詳細に例示。

3. クリーン開発メカニズム

- 先進国とのプロジェクトにより、途上国の持続可能な成長に資すると共に、右プロジェクトにより生じた温室効果ガス排出の削減を活用することにより、先進国の数値目標達成にも使えることとするもの。

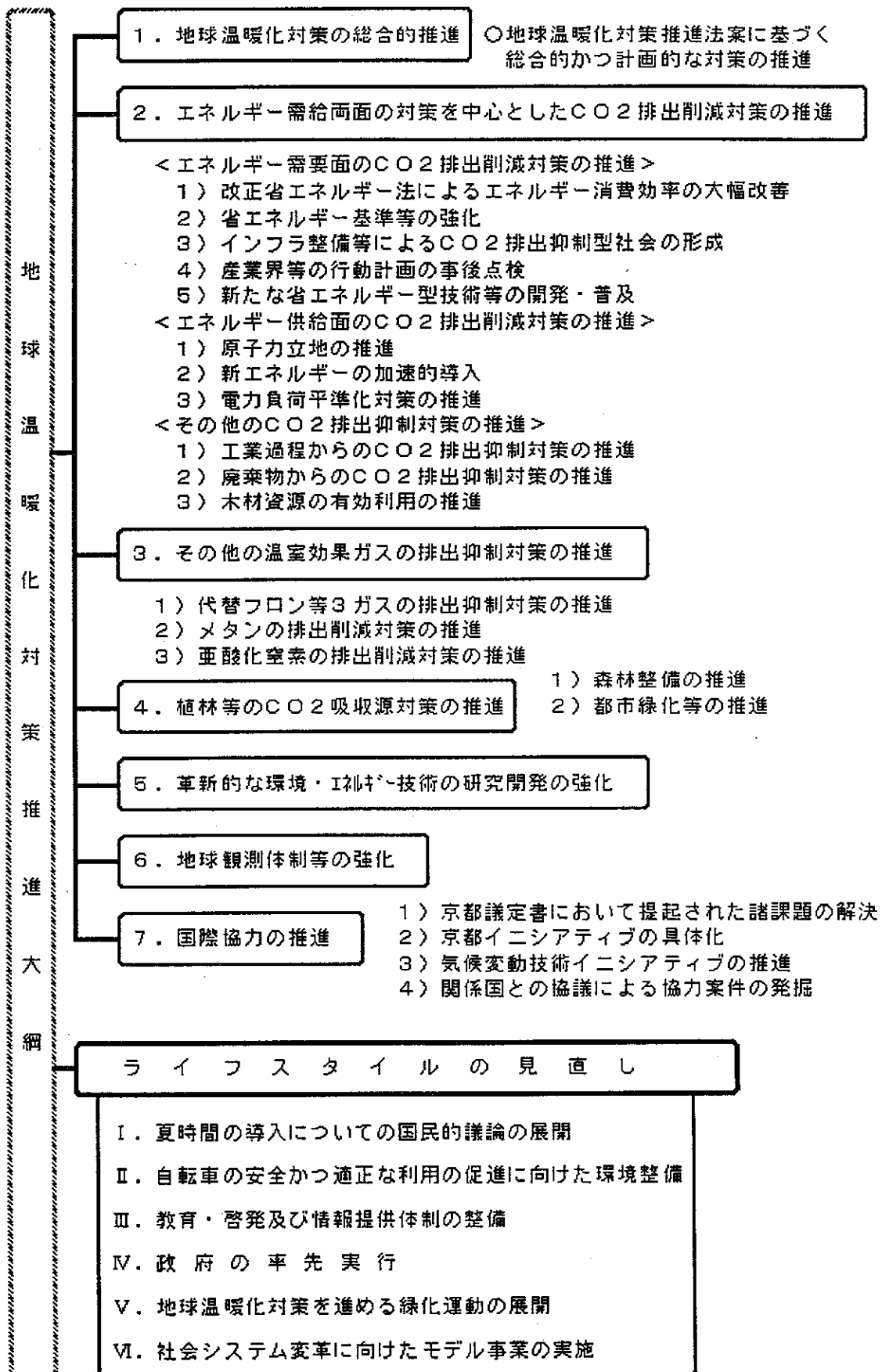
4. 資金メカニズム

- 条約で規定された資金メカニズム（GEF）が引き続きこの議定書の資金メカニズムであることを確認。

5. 発効要件

- 議定書を締結した国数が55カ国以上であり、且つ締結した附属書I国の1990年におけるCO₂の排出量が同年における附属書I国によるCO₂の総排出量の55%を超えることを発効要件として規定。

地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の体系



地方公共団体の環境保全対策

地方公共団体の環境保全対策（平成10年度環境白書より）

地方公共団体においては、環境保全に関連した条例等の下、

- ・ 廃棄物・リサイクル対策
- ・ 交通基盤の整備
- ・ 環境影響評価の推進・制度化の検討
- ・ 生活排水対策の推進
- ・ 環境負荷の少ないエネルギーの導入促進
- ・ 生活騒音対策
- ・ 自動車利用の合理化指導
- ・ 緑化の推進
- ・ 低公害車の利用
- ・ トラスト制度等による緑の保全

等の施策を実施

◎都道府県・政令指定都市における環境基本条例、環境総合計画制定状況 （平成10年3月末現在）

環境基本条例制定状況(既制定数)		環境総合計画策定状況(既制定数)	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
40	10	41	11

◎市町村の環境保全関連条例制定状況 （平成10年3月末現在）

総合的な環境条例 制定市町村数	公害防止条例 制定市町村数	自然環境保全条例 制定市町村数
264	622	274

◎環境影響評価に係る条例・要綱等の制定状況 （平成11年3月末現在）

条例制定団体数		要綱等制定団体数	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
32	11	14	0

（参考）

地方の環境保全対策経費の状況（平成9年度決算額、地方財政の状況（平成11年3月）より） 6兆215億円（都道府県1兆4,547億円、市町村4兆5,668億円）

